

令和4年11月 定例教育委員会

日 時 令和4年11月24日（木）9時30分～

場 所 第一委員会室

出席者

（教育委員）

西本教育長 松野教育長職務代理者 中村委員 萩原委員 古賀委員

（事務局）

大藤教育総務部長 松尾総務課長 大宅教育施設課長 武尾社会教育課長 中村文化財課長 田中スポーツ振興課長 陣内学校教育部長 栗林学校教育部次長兼学校教育課長 久野学校教育部次長兼総合教育センター長 有富学校保健課長 友寄学校保健課長補佐

欠席者 なし

傍聴者 なし

内 容

(1)教育長報告

(2)令和4年9月分 議事録確認

(3)議 題

①なし

(4)協議事項

①令和5年成人式典について

②令和5年学校給食費（案）について

(5)報告事項

①長崎県離島振興計画策定における佐世保市案について

②令和5年4月教育委員会の組織機構・人員見直しについて

③清水中学校校舎改築（建築）工事及び（機械設備）工事請負契約締結について

④第71回小柳賞佐世保シティロードレース大会について

⑤私会計時の未納債権の継承について

(6)その他

①次回開催予定について

②③を秘密会とする件

【議題】

③令和4年度補正予算（11号）の件

◆教育長報告

- 10月18日 定例教育委員会
- 10月19日 九州都市教育長協議会第1回理事会
- 10月20日 九州都市教育長協議会定期総会・研究大会
- 10月23日 黒島町民・小中学校運動会
- 10月26日 学校訪問（崎辺中学校）
- 10月29日 令和4年度佐世保市戦没者追悼式
- 10月31日 全国市町村教育委員会研究協議会
- 11月 1日 全国市町村教育委員会研究協議会
- 11月 7日 文教厚生委員会視察
- 11月 8日 文教厚生委員会視察
佐世保市永年勤続及び教育功労者表彰式
- 11月 9日 学校訪問（小佐々小学校）
- 11月10日 佐世保シニアゴルフ市長表敬寄付贈呈
- 11月11日 中里小学校研究発表会
第18回長崎県高等学校総合文化祭総合開会式
- 11月12日 第6回「図書館を使った調べる学習コンクール」表彰式
国際交流大運動会
- 11月13日 第1回南地区コミセンまつり
- 11月16日 長崎県都市教育長協議会
- 11月17日 長崎県都市教育長協議会
- 11月19日 児童・生徒の郷土研究発表会
- 11月21日 第3回小委員会
- 11月22日 中里中学校研究発表会
- 11月24日 定例教育委員会

(1) 教育長報告

【西本教育長】

11月の定例教育委員会を始めたいと思います。

先日、中里中学校のICTを使った教育の研究発表会にご出席いただきまして、ありがとうございました。教育もさま変わりしつつあるという感じだったと思いますが、まだまだ試行錯誤のところもあるようですので、今後しっかりとスマート・スクール・SASEBO構想に基づいて進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは早速ですけれども、(2)の令和4年9月分の議事録の確認をさせていただきます。皆さん、それぞれもうお読みかと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

今回の11月の定例会では議題はございません。協議事項がありますので、(4)の協議事項を事務局のほうから説明させていただきます。

①の令和5年成人式典についてでございます。

社会教育課長。

(2) 令和5年成人式典について

【武尾社会教育課長】

それでは、協議の当日配付資料の1枚目をお開きいただきよろしいでしょうか。

令和5年の成人式典の概要についてでございます。

協議事項につきまして、その後の資料で式典の名称等について協議をお願いしたいと思っております。

まず、概要をご説明いたします。

成人式典の概要でございますが、成人式典は新成人、今回は二十歳なんです、新しい門出を祝福するとともに、大人としての自覚を促すため、成人式典を開催するという事で、今年度は令和5年1月8日の日曜日に予定してございます。

場所につきましては、昨年からハウステンボスで実施しております。昨年ハウステンボスが30周年記念ということで、ハウステンボスのほうからの申出によりまして、ハウステンボスで行いました。その後、好評でありますし、新成人のアンケートからもハウステンボスでやったほうがいいというご意見も多くございましたので、ハウステンボスを予定しているところでございます。

該当者につきましては、平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方で、今回二十歳になれる方の同学年の方です。対象者につきましては、2,302人ということで、昨年より少し多い人数でございます。

6の式次第でございますが、まずアトラクションといたしまして、ハウステンボスの歌劇団のレビューがありまして、その後、天鼓の太鼓のレビュー、HTB天鼓の太鼓の演奏があります。

その後に式典を開催いたします。開式のことばで始まりまして、国歌・市歌の斉唱、式辞、祝辞、来賓の紹介をさせていただいて、二十歳の決意、そして、新成人代表者紹介と市民憲章、閉式の言葉という流れでございます。これは昨年と同様でございます。

7の式典運営につきましては、成人式の検討会を設けておりまして、今年度の成人対象者で二十歳になれる方と来年二十歳になれる方で検討会を設けてまして、その代表が総合司会等を行うということになります。

来賓につきましては、そちらに書いてあるとおりでございます。

9のその他のところですが、今回ハウステンボスのご厚意により、二十歳の皆様に向けた花火のイベントが予定されております。これは夜でございますが、8時半からハウステンボスで二十歳にちなんだような曲と合わせた花火の開催、花火の打ち上げということになっております。

それでは、本日お手元にお配りさせていただいております参考資料成人式典の名称についてというものを見ていただきよろしいでしょうか。A4縦の1枚ものでございます。

成人式典の名称につきましては、令和4年4月1日に施行されます民法の一部改正をする法律で、今回この4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられております。それに伴いまして、名称も一部検討することが望ましいんじゃないかということもありましたので、この名称について協議をお願いしたいと考えてございます。

経過でございますが、①のところに書いてございます。

2020年5月19日に社会教育委員の会のほうにご意見をお聞きいたしまして、民法における成年年齢の引下げに伴う成人式典の在り方についてということで、答申と書いておりますが、ご意見をいただいているところでございますが、三つあります。

従来どおり二十歳の節目で式典を行うことが望ましいということです。これは18歳になるときにしますと、進学でありますとか就職が本人も大変ですし、ご家族も大変だということで、これまでどおり二十歳であることが望ましいということ。

2点目でございますが、民法改正に伴い、これまでに使用してきた成人式典の名称変更についても検討すること。

3点目、自立心、責任感、郷土愛を育むことができるような式典内容とすることというご意見をいただいているところでございます。

そして、②でございますが、昨年開催いたしました成人式典でのアンケートがございまして、こちらのアンケートで成年年齢が18歳に変更後、成人式典の名称についてどう思うかというアンケートを取ってございます。結果といたしましては、現在のまま成人式典がよいというのが85%の回答をいただいているところでございます。

③でございますが、2022年、今年の8月17日に令和5年、今回の成人式典の第1回の検討会を開催いたしております。このときには式典の名称について、検討委員へ意見の聞き取りをしておりますが、このときも現在のままがいいということでの決定をしているところでございます。

④でございますが、2022年10月4日ですが、社会教育委員の会で令和5年成人式典の概要についてご説明をした後に、成人式典の名称についても概要説明の中で報告をいたしまして、委員からは特にこれについて変えたほうがいいという意見はございませんでした。

その下でございますが、他都市の状況ということで、今現在の他都市の状況で名称をどうしてるかというものを分かる範囲で調べさせていただいております。

結果といたしましては、今のところ佐世保市と吉崎市が成人式という名称で実行しようとしているところでございまして、ほかの自治体につきましては、二十歳の集いというものが多く名称で使われる予定となっております。

もう一つ、資料をつけさせていただいております。A4縦の数枚あります資料でございます。

成人式の時期や在り方等に関する報告書というものがございます。これは法務省が主管して、各省庁・関係省庁が集まって、会議で令和2年3月に取りまとめられたものでございます。

こちらに今、付箋をつけさせていただいておりますが、6ページの上でございます。

2、祝日法における成人式の意義と民法の成年年齢の関係についてという箇所、これの三つ目の一番下のパラグラフになりますが、祝日法において成人の日は「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます日」と定められておりまして、この大人の年齢については、この立法当時につきましては明確な定義はされていないという経緯があります。今回の民法の成年年齢と必ずしも一致するものではないということでもあります。

また、祝日法においても成人式の規定は特にございません。

以上、参考にご説明をさせていただきました。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

ただいま社会教育課から成人式について説明がありましたけれども、内容について、日時、場所、それから該当者については、もう皆さんにご案内のとおりです。

名称のところがいろいろご意見があるんじゃないかと思imasるので、それぞれのご意見を聞かせていただければと思imasますが、いかがでしょうか。

松野さん。

【松野教育長職務代理者】

今、この資料で見ましたら、アンケートの結果とか、あるいは検討会の結果、話し合いとか、順序を追って話をされた上での形ですので、私はこの形の成人式典、従来どおりの形でいいのではないかなと思っております。

【西本教育長】

ほかにございませんか。

萩原委員。

【萩原委員】

私も最初の頃は「二十歳の集い」がいいんじゃないかなって思っていたんですけど、案外、当の本人たちは「成人式」というのがいいんだなと思っております、ちょっとびっくりしたような感じなんです。

祝われる人それがいいと言うんだったら、それで構わないと思っております。

【西本教育長】

古賀委員、どうぞ。

【古賀委員】

式典が集いだとあんまりほんわかし過ぎてあれかなと思imas。やっぱり気持ちを新たにじゃないですけど、そういう意味では式典のほうがいいかなと思imas。

【西本教育長】

中村さん。

【中村委員】

私も重みがある名称なので「成人式典」が望ましく、もし必要があれば、「二十歳の集い」というのは後ろに括弧書きでつけるようなキャッチコピーなのかなと思います。

【西本教育長】

分かりました。

私も6ページに成人の日はそのまま法律上は祝日法で成人の日で残るというお話でもありますし、趣旨が「おとなになったことを自覚して、みずから生き抜こうとする青年。青い年を祝いはげます日」となってますので、成人の日に成人式典をするというのはごく自然なことかなと思います。

今おっしゃっていただいたように、重みというか、そういったことを考えると、従来どおりの「成人式典」ということでよろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

じゃあ、そのようにさせていただきます。よろしく願いいたします。

来週の月曜日に市長の記者会見がありますので、そこでプレスのほうには正式に市長のほうからお話しをさせていただくということになっておるようでございますので、そのときの内容もそのようにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、②のほうに移らせていただきたいと思います。

令和5年度学校給食費（案）についてということでございます。説明をお願いします。学校保健課長。

（3）令和5年度学校給食費（案）について

【有富学校保健課長】

当日配付資料の①の協議の2ページ、令和5年度給食費についてでございます。

来年度の給食費の予定額になりますけれども、1食当たりの単価を前回、令和4年度の当初で組んでおります規則上の単価が230円、中学校が280円。これが5年度は265円、中学校が325円ということで、令和4年度比35円、中学校が45円の増という見込みとなっております。

これを月額に直しますと、小学校が265円で192回実施し、これを11期に分け

て賦課するという事で、月額4,630円。中学校が同様に計算いたしまして、5,500円ということで、月額当たり令和4年比630円が小学校、中学校が800円という見込みとなっております。

次に3ページをお願いします。

これが先ほどの単価の値上げに当たっての試算を行ったところでございます。

小学校が主食5.5%、副食22.4%、合計で15.3%の増を見込んでおります。中学校につきましても、同様に16.1%の上昇分という見込みとしております。

この見込みに当たっての考え方でございますけれども、これにつきましては、主食につきましても、県の学校給食会のほうに来年度の予定額、見込額について、現時点で想定される見込額ということでお問合せをしております。

9月補正で増額分について市で負担するという事で補正を組んだんですけれども、このときには県は主食については値上げをしないということでございましたので、これは丸丸上がってないという状況ですけれども、来年度につきましても牛乳にしろ、パンにしろ上がるということで来ております。

ただ、これが最終的に決まりますのは3月ということになってまいります。ですので、現時点ではこういう見込みの中で主食については行っているということでございます。

副食については、それぞれ県の学校給食会あるいは市の学校給食会に業者さんのほうに当たっていただきまして、大体どういう物品がどれぐらい上がるであろうということで聞き取りをしまして、それをそれぞれの成分表とか単価表とか幾ら使うとかいうのがございます。そこに当てはめると、こういった数字が出てくるということになっております。

米飯日に雑費として4円を頂いております。これは給食着、白い白衣を買ったりとか、クリーニング代とかに学校で充てる分ですけれども、ここについてもクリーニング代が今年度10%ぐらい上がっているということで、4.4円ということで考えております。

試算の結果、15から16%、金額が35から45%の増になるであろうということです。これは参考ですけれども、帝国データバンクの価格改定動向調査11月における上昇率の平均が15%ということで、トータルしてみますと、たまたまうちで試算した部分ですけれども、主食・副食合わせれば、同じような数字になっているという状況でございます。

これを来年どういうふうに賦課していくかというところのご意見をいただければということでございます。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

給食費のことについて説明がありました。

これはここで給食費の値上げを決めるというわけではございません。一応、ご参考までにお知らせしながらです。あと、財政課、それから市長の意向もございますので、そういったところを踏まえて、最終的に決定すると思っております。

この件について、委員さんのほうからご意見等ございますでしょうか。

今年度については国のほうからの支援もありましたので、結果的に増えるということで負担軽減を図ったところですが、来年度についてはまだ動向がはっきり分かっておりません。値上げも何もしなければこういった形にならざるを得ないかなと思いますが、仮に国の支援があれば、そのときは据置きなり何なりということも考えられるかと思いますが、今、状況について説明いただいたということでございます。

【萩原委員】

今の給食費の230円と280円が決まったのは何年度からなんでしょうか。

【西本教育長】

課長補佐。

【友寄学校保健課長補佐】

平成30年度から金額は変えておりません。

【萩原委員】

30年度から。じゃあ、まだあまりたっていないということですね。

【西本教育長】

単価だけ見るとそんな上がっていないように見えるんですけど、月額になると600円上がるというのがちょっと厳しいところがあります。

【有富学校保健課長】

私会計の令和3年度のときですけれども、要はコロナで学校行事がなくなった関係で給食回数が増えて、逆に3月に多く取ったという学校もあったとは聞いております。

ただ、一般的には見込みよりも何かの影響で、例えば休校があったとか、今回もありましたけど、そういうので減るとかいう形で、どっちかという減るような形になってこようかとは思っております。

それを見込みまして、令和4年度の給食費については、令和3年度よりは月額について上げております。実施回数が確実に余計出さないといけないということで、増えたということでございます。

【西本教育長】

はい、どうぞ。

【中村委員】

今の説明で単価は決まってるけど、回数によって実際に請求する額が変わる場合があ

って、それは3月に調整されてるということですか。

【西本教育長】

学校保健課長。

【有富学校保健課長】

4月は準備とかがありますので、12期ではなくて、それまでも11期に分けてたんですけれども、8月を私会計のときは8月に取らずに4月から3月という形だったのを、5月から8月も含めてということで、5月からの分を10期分をお送りいたします。3月の調整した金額は学校ごとに違うんですけれども、学校ごとに違う分を2月の末に3月分を送って調整するというような形です。

【中村委員】

学校によって5人に1人とか、学校によってはもっと多く支援を受けられている家庭の場合は給食費というのはどうなるんですか。

【西本教育長】

学校保健課長。

【有富学校保健課長】

就学援助家庭とか生活保護家庭については、そちらのほうから直接いただくような形になっております。

【西本教育長】

よろしいですか。

【古賀委員】

公会計化になって、未回収金がいくらあるとかがちょっと気になるんですけど、今、パンが週に2回出てるんですけど、上昇率が8%で高いので、それを米食、お米に替えるとか、そういう単価に伴って抜本的なもともとのメニューを、パン食をご飯食に増やしてみたいなこともなり得る場合もあるんでしょうか。

【有富学校保健課長】

実はパンと比べまして、ご飯のほうが単価は安くなっております。

ただ、栄養士の方も子どもにはいろんなものを食べさせないといけないということと、大体よその自治体も電話とかで聞き取りまして、やはり3対2ぐらいの割合でパンとご飯を出されてるというところもございます。

ですので、現在のところ、その割合を例えば全部ご飯にするとかいったことまでは、

今、検討しておりません。

【古賀委員】

ありがとうございます。

パンのメニューのときって、パンとスパゲッティとか、炭水化物と炭水化物みたいなものが多いんですね。

親としては朝ご飯も手軽なパンを食べさせる家庭が多い。何でも食べさせないというのは、日本人としてはお米の食べる量が減ってるというぐらいなので、安いんだったらそこを増やしてもらって、お昼ご飯はしっかり食べてもらうというふうにしてもらえるとうれしいなと、今、お話を聞きながら思いました。

【西本教育長】

学校保健課長。

【有富学校保健課長】

メニューの組合せにつきまして、献立会議の中に保護者の代表の方も入っていただいたりしておりますので、そういったご意見があったということも管理栄養士のほうに伝えておきたいとは思っています。

校長先生とかそういう方のご意見を聞きながら献立は見た上で、あと、それぞれ取らなければいけない栄養素については計算して、ちゃんと合ってるかどうかというのは、こちらのほうでも確認して実施しているところではございます。

【古賀委員】

ありがとうございます。

【西本教育長】

松野委員。

【松野教育長職務代理者】

当然それぞれの食材を含め価格が上昇してるので、やっぱり上げないといけないのかなとも思うんですけど、見たときに中学校の分が5,500円がぱっと目に入ると高いなと思ったりするので、この辺ももう少し下げることができれば、見た感じでもいいのかなと思います。

やっぱり4,700円から5,500円というのは、ぱっと見たときに驚くぐらいの上昇だと保護者の方は思われるんじゃないかと思いました。

【古賀委員】

単価を聞くとそんなないんですけどね。

【西本教育長】

値上げをするというのは最終的にはどのように決定するのですか。
学校保健課長。

【有富学校保健課長】

規則で決めるということになってます。

【西本教育長】

栄養価は保たないといけないので、そこら辺りでどうしてもということになれば、一定の値上げ幅はやむを得ないかなと思うんです。

今日はこういう形の値上げになるかもしれないということをお示ししたいと思いますので、よろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それでは、協議事項はこの2件でございますので、終わりたいと思います。

次に報告事項に入りたいと思います。

①長崎県離島振興計画策定における佐世保市案についてということでございます。説明をお願いいたします。

総務課長。

(4) 長崎県離島振興計画策定における佐世保市案について

【松尾総務課長】

資料は本日、机の上に配らせていただいております、右上のほうに当日配付②と書いた資料のほうをご覧くださいませでしょうか。

1枚開いていただきまして、長崎県離島振興計画策定における佐世保市計画案についてということでございます。

離島振興法という法律があります。昭和28年に成立して、成立したときは議員立法で成立しております。10年の時限を切って成立している法律で、それを10年ごとに更新してる形で今まで続いているという法律がございます。

この法律が今年度10年目を迎えることになりまして、来年度をどうするかということで、11月の臨時国会の中で新しい法律が成立いたしました。

今回の長崎県離島振興計画につきましては、その新しい法律に基づいて、来年度、令和5年度からスタートさせる県の計画に対して、佐世保市の考え方を示すというもので

ございます。

1枚開いていただきまして、2ページをお開きください。

長崎県の離島振興計画につきましては、来年3月、今年度中の作成を予定しております。佐世保市の案を令和5年1月に県のほうに提出していただきと言われているものでございます。

12月の定例市議会で議会にも報告しまして、1月に県のほうに提出するという計画でございます。

3ページをお開きください。

長崎県の離島振興計画につきましては、各市町でそれぞれの離島振興に関する計画のほうを策定しまして、それを県が吸い上げて、一つの長崎県としての計画にまとめるといふふうになっています。県のほうはできる限り市町の考え方を計画の中に反映するといった努力義務を負っているものでございまして、佐世保市の分についても平戸市諸島地域の4島ということで、黒島、高島、寺島、宇久島ということで計画のほうを策定しているものでございます。

4ページをお開きください。

離島振興ということですので、分野的には多岐にわたります。4ページの3番、計画の内容につきまして、福祉の分野から産業振興の分野、それからこの中に教育の分野も入っているものでございます。

5ページをお開きください。

具体的に教育に関するものにつきましては、ここに掲載させていただいてます5項目について、計画のほうに反映させていただきます。

一番上が宇久島の小中学校における教育環境の整備ということで、今後10年間の計画になります。今後10年間の計画では再編計画の中にもあるように、宇久につきまして施設の統合等を図っていくという計画がございますので、この離島振興計画のほうにも盛り込んでいくということでございます。

それ以外にも今現在、進めている施策の中で、高島の中学生の通学に関する助成、老朽化した教職員住宅の環境改善、黒島の世界遺産登録に伴う島の活性化、それから、黒島だけではなくて、各島における文化財の把握と保存活用。この項目について計画のほうに掲載しているものでございます。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問等ございますでしょうか。

これは前回の10年間と違うところってありますか。

総務課長。

【松尾総務課長】

具体的な計画の内容といたしましては、今、開いていただいております5ページの下の方

つにつきましては、現計画にも掲載しているものでございます。

今回、新しく宇久島の小中学校の施設統合の計画がございましたので、それを加えたということになってます。

【西本教育長】

この計画について、国のほうなり県のほうから一定の支援はあったと見てよろしいですか。

総務課長。

【松尾総務課長】

この離島振興計画に掲載いたしますと、まず離島振興交付金という交付金の受給の対象になるというのが1点と、あと学校施設の整備につきましては、補助金のかさ上げがございませぬ。

そもそも離島振興計画に掲載することによって、採択される面でも有利に働きますので、そういった財源的な助成・援助というのを受けやすくなるということで、これまでも、現行計画の中でも補助金のかさ上げ等を受けてるところでございませぬ。

【西本教育長】

中村委員さん。

【中村委員】

今までの10年間とこれからの10年間で変わるのかもしれませんが、今の交付金とか補助金のかさ上げというのは、これまで年間どれぐらいの額があったんでしょうか。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

具体的に数字を把握してないものですから、整理してお伝えしたいと思いますけれども、年によってもらえたりもらえなかったりしますので、10年間のトータルとして金額のほうをお示ししたいと思います。

【中村委員】

これがあることによって、例えば今、宇久で計画されている施設の整備に係る予算についても、その一部を交付してもらえぬ可能性が高まるということですか。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

そのとおりでございます。有利な財源を使っていけるということです。

【中村委員】

どう考えても、できるだけ使えるだけ使ったほうがいいというものですよね。

今、四つの離島のことをおっしゃいましたけど、大まかにそこでの学校の生徒さんの数とかどれぐらいの規模の学校がこの4島であるんでしょうか。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

今の寺島というのは宇久の隣にある小さな離島で、もう10世帯も住んでらっしゃらないところだと思います。昔は寺島分校という学校があったんですけども、合併前の旧宇久町の時代にそこは廃校になっています。

今の4島のうち、学校が所在しているのは高島、黒島、宇久島でして、高島に高島分校が、黒島に黒島小中学校が、宇久島のほうに宇久の小学校と宇久の中学校がそれぞれございます。

【中村委員】

高島には小学校の分校があるんですか。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

相浦小学校の分校として、高島に小学校がございます。

【中村委員】

中学校になったら相浦のほうに通うわけですか。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

はい、そうです。高島の子どもたちの小学生は分校のほうに通います。中学生は船に乗って、相浦中学校のほうに通学しております。

【中村委員】

ありがとうございます。

【西本教育長】

よろしいでしょうか。

はい、お願いします。

【萩原委員】

5 ページの表に「生涯スポーツの充実」というふうに項目は載ってるんですけど、これは島の人たちの生涯スポーツの充実ということですか。生涯学習と生涯スポーツの充実と載ってるけど、これはどういうことなんですか。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

5 ページ目の右から二つ目の項目というのが総合計画の施策、教育委員会は三つの施策を持ってまして、学校教育の充実と生涯学習・生涯スポーツの充実と三つ持ってるんですけども、その項目をただ書いてるだけで、これがイコール島の振興の施策になるわけではありません。

【西本教育長】

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、次の報告事項に移りたいと思います。

②です。令和5年4月教育委員会の組織機構・人員見直しについて、説明をお願いいたします。

総務課長。

（5）令和5年4月教育委員会の組織機構・人員見直しについて

【松尾総務課長】

同じ資料の6ページをご覧ください。

令和5年4月1日及び令和5年8月1日から実施いたします組織機構・人員見直しについて報告のほうをさせていただきます。

6ページの上の項目から、まず総合教育センターにおきまして、今、総合教育センターのセンター長が兼務しております清水地区コミュニティセンターの長との兼務を解除したいと思います。それに伴いまして、総合教育センターにおけるセンター長制を廃止いたします。

清水地区のコミュニティセンター長につきましては、会計年度任用職員を充てることとしております。今、職員がコミュニティセンター長をしているのが、清水地区と黒島地区のコミュニティセンター長だけが職員がおりますけども、そのいずれもを会計年度任用職員の任用とするものでございます。

今センター長が持っております目的や使用許可の権限につきましては、学校教育部長のほうに移管したいと思います。来年1月から電子決済システムのほうが導入されまして、決裁、許可を取るのに物理的な距離というのがなくなっていくしますので、こういった措置を取るものでございます。

二つ目の項目が文化財課になります。

宇久の民間開発に伴って、その調査業務として3名の人員を暫定配置しておりましたが、一定、実地の調査が令和4年度をもって終了しているということで、1名の暫定配置を解消するものでございます。

残り2名のうち1名につきましては、調査後の報告業務がありますので、引き続き宇久島の調査業務のほうに当たらせたいと思います。残り1名につきましては、今、立神広場の開発、それから来年度からは楠本端山邸の改修工事のほうに入りますので、そちらのほうの業務に当たらせたいと考えているものでございます。

3項目めがスポーツ振興課になります。

令和6年に開催が予定されています全国高等学校総合体育大会、高総体につきまして、佐世保市のほうで空手とホッケーの開催が予定されておりますけども、それに対応するために職員2名を暫定配置することにしております。

併せまして、スポーツ振興課の業務の一部をスポーツ協会に移管することで、職員を1名削減することとしております。スポーツ協会につきましては、その1名分の業務を進めるための人件費相当につきまして、補助するような予定としております。

続きまして、学校保健課でございます。

学校給食公会計化に伴って、現在、未納対策業務を行っている会計年度任用職員1名につきましては、予定どおり暫定配置のほうを解消したいと思っております。学校にある未収債権につきましては、整理の上、教育委員会事務局のほうに移管いたします。後ほど詳細を説明させていただきます。

債権管理業務につきましては、引き続き総務課のほうで担当していきます。

5点目が総合教育センター課でございます。

現在、情報関連業務を担当しております1名につきましては、暫定配置として配置をされておりましたけれども、常態配置のほうに切り替えたいと思います。学校情報セキ

セキュリティポリシーの策定のために暫定配置としていましたが、1人1台端末の配付等、今後進んでいく教育DXを推進するために、常態配置として施策のほうに当たりたいと思っております。

最後でございます。小佐々と世知原の学校給食センターにつきまして、調理業務を民間に委託したいと考えております。このことによりまして、正規職員が2名、準調理師、非正規職員が2名削減となります。実施は来年の8月からになります。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

ただいま教育委員会の組織機構・人員見直しについて説明がありました。委員の皆様から何かご質疑はありませんでしょうか。

中村委員。

【中村委員】

1番の会計年度任用職員ということは年度ごとに任用するというので、主に定年後の再雇用の方という形なんですか。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

一般職員です。皆さんや教育長や市長、副市長の特別職を除く一般職員の区分が二つありまして、常任職員と会計年度任用職員の2種類ございます。いわゆる正規職員、私たちがのような正規職員が常態配置の職員。会計年度任用職員というのは非正規の雇用でございまして、地方行政制度の中で年度ごとに雇用しないといけないというのはありますので、会計年度任用職員と呼んでるものでございます。

会計年度任用職員の中に様々な働き方がありまして、時間や曜日というものもそれぞれ決められてるものですし、報酬についてもそれぞれ違います。その中に市を定年退職された、もしくは普通退職された職員の方がそのまま会計年度任用職員として雇用されて業務に当たっている職員が確かにおります。

例えば、先ほど説明しましたコミュニティセンター長につきましては、市の経験者を使うことが多くありますので、会計年度任用職員として雇用しているものでございます。

【中村委員】

いろんなケースがあるけども、経験を積んだOBの方ということもあり得るということですか。

【松尾総務課長】

はい。

【中村委員】

分かりました。

【松野教育長職務代理者】

センター長制が廃止ということで確認ですが、あそこにいわゆる教育センターと少年科学館と清水地区コミュニティセンターとあって、その統括の部という形で総合教育センターの長がおられましたけども、その辺の統括する分が今後は学校教育部長さんのほうに移管されるというふうになるのでしょうか。

【西本教育長】

権限がですね。

【松野教育長職務代理者】

はい、分かりました。

【西本教育長】

萩原委員。

【萩原委員】

小佐々と世知原で学校訪問のとき、おいしい給食を頂いた記憶があるんですが、民間に委託するというのは、どういう理由から民間に委託ということになったんですか。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

今、小佐々と世知原の給食センターはそれぞれ配送業務のみを民間のほうに業務委託をお願いしているところがございます。配送業務を含めて、総合的に給食提供業務を行ったほうが効率化が図れるということで、経費削減が主な目的でございます。

【西本教育長】

配送だけだといわゆる運搬ですから運用の規定があって、事業所をそこに置いとかなんといけないとか、いろいろ厳しいものがあるんですが、自分のところで作ったものを運ぶのは意外とその規制がかからないんですよ。

市全体の考え方として、給食業務に関わらず人間的な見直しもしようということで、なるべく民間でできるものは民間にということの方針がありますので、ここも今やっ

ていることは民間でできるんじゃないかということです。大塔の給食センターもありますので、そういった民営でやれるものは民営ということで、今、流れとしては移行しつつあります。

総務課長。

【松尾総務課長】

先ほど私が誤って説明をしておりました。今、職員がコミセン長をしているというのを黒島と言いましたけど、申し訳ございません、宇久地区のコミュニティセンター長は今、職員が担当しています。来年度以降、会計年度任用職員のほうに移行いたします。

失礼いたしました。

【西本教育長】

ほかにございますか。

古賀委員。

【古賀委員】

セキュリティポリシー策定の開始の暫定配置を今年度されてたと思うんですけど、体制強化を図るということで次年度も常態配置となりますというのはあるんですけど、1人で足りてるのかなと思うんですけど。

今年度試してみても、ネットパトロールとかもされてるということですよ。そういうのでこういうケースがありましたとか、1人じゃとても追いつけませんとか、そういうお声とかというのはないのでしょうか。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

佐世保市の教育委員会において、学校の情報政策をどう進めていくかというのが、一つがスマート・スクール・SASEBO推進室というのを立ち上げて、そこに11人の職員がおります。

今おっしゃったネットパトロールというのは、青少年教育センターが担当しております、そこで施策のほうを進めておりますけれども、青少年教育センターにいる職員とスマート・スクール・SASEBO推進室にいる職員と兼務させております。みんなで考えながら、そういう一つ一つの施策は、例えば総務課の職員であれば総務課が進めますし、青少年教育センターであれば青少年教育センターが進めるという、スマート・スクール・SASEBO推進室を中心に学校情報教育施策というのは進めているというのがまず1点です。

総合教育センター課の担当する職員というのは、一つがおっしゃっていただいた学校

情報セキュリティポリシーの運用をメインの仕事として、さらにサーバーの管理、来年度はC4t hも入りますので、C4t hも含めたサーバー、システム全体の管理をする担当でございます。

例えば、デジタル教科書なんかが今後導入される。そういったものをどう活用しようかという検討は学校教育課におりますスマート・スクール・SASEBO推進室と兼務してる職員がしますし、そういった11人のスマート・スクール・SASEBO推進室のメンバーで進めてるということでご理解をいただければと思ってるところです。

【古賀委員】

兼務なら余計にたくさん仕事が増えるんじゃないのでしょうか。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

例えば、学校教育課のほうで担当しております職員というのは、令和4年、今年度の4月に暫定配置として人を増やしております。都度その需要に関して、人的な措置というのはしているものだと考えております。

【古賀委員】

生徒からもネットパトロールで見つけて指導を受けたと前にあったのですが、それを次年度、新導入されるC4t hもして、サーバーの管理もして、ネットパトロールもしてというのでちょっと心配です。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

実際のネットパトロール、ネットなんかを検索しながら、いろんなことを発見していくという作業はスマート・スクール・SASEBO推進室の兼務してる職員ではなくて、今、会計年度任用職員として雇用している職員が当たっておりますので、その体制が不十分だということであれば、例えば会計年度任用職員を増やすとか、ほかの業務と調整しながら当たるとかというのは考えていきたいと思ってます。

【古賀委員】

はい、ありがとうございます。

【西本教育長】

ネットパトロールっていろいろやり方があって、1人1台端末を使ってやる分と自分の個人的なスマートフォンからとあります。個人的なスマートフォンのネットパトロールは青少年教育センターで扱ってるということです。

【西本教育長】

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、③のほうに行きたいと思います。

清水中学校校舎改築（建築）工事及び（機械設備）工事請負契約締結についてということで、教育施設課からのご説明をお願いいたします。

教育施設課長。

（6）清水中学校校舎改築（建築）工事及び（機械設備）工事請負契約締結について

【大宅教育施設課長】

資料のほうですけれども、報告事項の1ページをお開きいただいてよろしいでしょうか。

来月の12月の定例議会のほうに提案をしております工事契約の契約関係ということになります。

議案ですけれども、清水中学校の校舎の改築（建築）工事の請負契約の締結の件と清水中学校の同じく機械設備工事の請負契約の締結の件となります。

工事名称が正式に清水中学校校舎改築（建築）工事と同じく改築の機械設備工事となります。電気設備工事につきましては、予定価格が2億円未満のために対象外となっております。

工事場所が佐世保市の万徳町でございます。

工事概要につきましてはですけれども、学校施設の老朽化による施設更新のための清水中学校校舎の改築工事を行います。体育館はもうそのまま既存を使います。

建物概要ですけれども、現在が鉄筋コンクリート造3階、延べ面積5,387平米。改築後になりますと、鉄筋コンクリート造4階建て、延べ面積が5,489.64平米となります。

工期につきましては、2ページを開いていただきたいと思いますけれども、議決の日以降、議決があった旨を通知しまして、契約締結した日から510日間、令和6年5月中旬頃までとなります。

5番目の契約の相手方ですけれども、建築工事につきましては、上滝・若狭建設・門

田建設のジョイントベンチャー、JVです。機械設備工事におきましては、共立商工・創武建設工業のJVとなります。

契約金額につきましては、建築工事が15億7,080万円です。機械設備工事が1億7,658万円となります。

工期は先ほど2ページで令和6年5月までとなっております。

3ページを開いていただきたいと思います。

3ページは配置図のほうになります。右側のほうが現在の既存の建物になります。左側が新しい校舎ということで、仮設の校舎を建てずに既存の校舎を利用して、できるまで既存の校舎で学習してもらいたいと考えております。

校舎が完成しましたら、外構工事に取りかかりますけれども、現在の既存の校舎を解体しまして、駐車場とする予定としております。

4ページをお開きしていただいてよろしいでしょうか。

これが完成後の中学校の完成予想図パースになります。

私からの説明は以上でございます。

【西本教育長】

ただいま説明ありましたけれども、委員さんのほうから何かご質疑等ございますでしょうか。

はい。

【松野教育長職務代理人】

新しく校舎が建てられるんですが、技術科室はどうなりますか。

【西本教育長】

教育施設課長。

【大宅教育施設課長】

平面図はつけておりませんが、配置図のほうからいきますと、新しい校舎の1階のちょうど新校舎、図面でいくと左手下のほうに技術科室を造るようになります。

【松野教育長職務代理人】

それは今の古いやつも取り壊すのですか。

【大宅教育施設課長】

基本的に全部取壊しです。

【松野教育長職務代理人】

分かりました。どうもありがとうございます。

【大宅教育施設課長】

ちなみに60年以上が経過しておりまして、もう市内でも相当古い校舎でございましたので、改築工事ということになっております。

【西本教育長】

ほかにございませんでしょうか。

古賀委員。

【古賀委員】

4階建てだけど、3階なんですね。

【西本教育長】

施設課長。

【大宅教育施設課長】

4ページのパースを見ていただければ分かると思うんですけども、層としては3層でございまして、建築基準法でいうと地盤の高さから4階建てということで4階建てということになります。敷地に合わせて4階建てになるということでございます。

【西本教育長】

渡り廊下と書いてある部分の校舎はなくなるということでしょうか。

【大宅教育施設課長】

これはなくなります。

【西本教育長】

なくなって駐車場になるのですかね。

【大宅教育施設課長】

全体、駐車場になります。

【西本教育長】

ですから、前の校舎と書いてある部分が新築で残って、あとはもうなくなってしまうということですか。

【大宅教育施設課長】

そうです。

【西本教育長】

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

ありがとうございます。

それでは④です。第71回小柳賞佐世保シティロードレース大会についてということで説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長。

（7）第71回小柳賞佐世保シティロードレース大会について

【田中スポーツ振興課長】

では、資料のほうは引き続き5ページ目をお開きください。

第71回小柳賞佐世保シティロードレース大会です。

開催日を来年の1月8日日曜日に予定しております。スタートは9時半スタートということで、今現在、準備を進めております。

例年どおり開催場所は佐世保市総合グラウンド陸上競技場及びその周辺ということで、10キロロードにつきましても全くコースを変えず、例年どおり3年ぶりに大会のほうを開かせていただきたいと思いますと思っております。

先日22日までに参加受け付けのほうを締め切りまして、総参加者の見込みで1,330名の方に応募をいただきました。一般10キロの部で398名、そのほか3キロと1.5キロ、それからファミリーの層を合わせて932名の方にご参加いただく予定としております。

ただ、令和元年度に行いました前回、第70回の記念大会のときと比べますと、前回比で78%の応募にとどまっております。やはり約3割程度、参加者が少なくなっているということです。長崎県内を含めまして、近隣の先行して行われましたハーフマラソンやロードレース大会等の事務局に確認しますと、おおよそ大体3割から4割の参加者減という回答が返ってきておりますので、佐世保市も同様の傾向が見てとれるのかなと考えております。

予定としましては、裏面6ページ目のほうに開催する種目の詳細を載せておりますけれども、この全ての種目で開催をするように今、準備を進めております。

スポーツ振興課からは以上です。

【西本教育長】

ただいまの説明について、何かご質疑等ございますでしょうか。

3年ぶりということで、またコロナもどうなるか分かりませんが、一応、予定どおり、例年どおりというか、70回と同じようにやらせていただきたいということでございます。

古賀委員。

【古賀委員】

今年はバーチャルではされないんですか。

【西本教育長】

スポーツ振興課長。

【田中スポーツ振興課長】

昨年度オンラインでやらせていただいたんですけども、今回、全てリアルでやらせていただきたいと考えてます。

以上です。

【古賀委員】

そっちのオンラインでもしてくださいというお声はないんですか。

【西本教育長】

スポーツ振興課長。

【田中スポーツ振興課長】

そうですね。スポーツ振興課のほうにそこまでの要望はあっておりませんので、リアルの一本でお願いします。

【古賀委員】

はい、ありがとうございます。

【西本教育長】

次の報告事項に行きたいと思いますが、よろしいですか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それでは、報告事項の最後になります。私会計時の未納債権の継承についてということでございます。

学校保健課長。

(8) 私会計時の未納債権の継承について

【有富学校保健課長】

当日配付②資料の⑤私会計時の未納債権の継承についてということで、資料については7ページをお開きください。

令和4年度から公会計化に伴いまして、未収債権につきましても含めまして全て市のほうで管理をしてるところですけれども、それ以前の分につきましても、学校のほうで私会計時の債権というものは管理しております。

経過といたしましては、そこに書いてありますように、それまで大体99.7%ぐらいで収納率は推移しておりましたけれども、当然0.3%分というものが未納ということで残っておりました。

学校給食費の過年度の未納の債権は、令和3年度末時点で学校に調査したところ、約2,160万円が年度末で残っているところがございます。これらの債権については、現年度を市、過年度分を学校と2者で管理するよりも、市で一元管理したほうが効率的であることから、学校の負担軽減にもなるということで、学校で一定整理をした上で市で継承することといたしました。

これらの未収債権の取扱いについては、収納推進課、これは債権管理を担当している課になりますけれども、そこと協議の上で処理方針を作成し、佐世保市の債権管理推進委員会に諮りまして、処理方針のと通りの承認を得ました。その結果を踏まえまして、市長までの方針決定ということで行って、方針を決定いたしております。

先ほど言いましたように、学校からの報告は70校中46校に未収債権がございまして、現実には2,160万5,000円、小学校が30校で1,568万5,000円、中学校が16校で592万円というような条件でございます。

未収債権の継承するに当たっての条件といたしましては、1番目といたしまして、これは必要最低限の条件といたしまして、債務者の氏名及び住所、債権の額、債権の発生時期及び徴収に関わる履歴が分かるものがあること。

次の8ページ目をお開きください。

それに加えまして、承継する範囲といたしましては、基本的には消滅時効が来ていないものか、来ていますものかで整理をしたもので、令和2年4月以降が消滅時効が来ておりませんので、基本的には令和2年4月以降の分を承継するということです。

令和2年4月より前の分につきましても、分納誓約とか一部納付等によって、時効の更新が何らかの形で確認されているものについては、承継対象としたということがございます。

在学中のもので、改正民放施行日、これは令和2年4月1日前に入学したもの、また

は市外から入学したもので未収債権があるものについては、未消滅時効、期間が満了した債権についても継承対象といたします。

債権対象となるもので、後ほどご説明します「学校給食費未納債権に係る債権放棄の基準」に照らして、放棄する対象でないものは承継するという形になります。

承継する以外の債権については、放棄の対象とするということでございます。

承継する時期といたしましては、年度末、令和5年3月31日で一括して承継すること、債権を承継しないものの取扱いについては、学校としての欠損処理の整理を促していきたいと考えております。

9ページ目でございます。

債権放棄の基準ですけれども、消滅時効に係る時効期間が満了したとき、債務者が居所不明のとき、債務者が自己破産による免責を受けたとき、債務者が生活保護の受給又は就学援助の認定を受けているとき、又はそれに準じるとき。それから、学校長がやむを得ないと認めたとき、これは市外に転居したとか、行って回収しても、行く分のお金がかかるといふものについては合理的でないといふものになりますけれども、そういうものといふことで基準をつくっております。

10ページ目をお開きください。これが今後のスケジュールということで、後ほどご覧いただければと思います。

11ページが未収債権の整理のフローということです。これは先ほどご説明したものをフロー図に直したものといふご理解をいただければと思います。

簡単でありますけれども、説明を終わります。

【西本教育長】

ただいまの説明について、何かご質問等ありますでしょうか。

この8ページの⑤は、「③については、債務者に債権承認させ」これは時効の援用ということですか。

【有富学校保健課長】

そうです。

【西本教育長】

それは付け加えたほうが良いと思います。

【有富学校保健課長】

分かりました。

【西本教育長】

はい、どうぞ。

【中村委員】

99.7%は徴収できていて、2,160万円も残るといのはどういうことでしょうか。

【西本教育長】

学校保健課長。

【有富学校保健課長】

古いものでいきますと、平成3年ぐらいの分が管理ができておりません。

公会計ですとしっかり年度ごとまで取れないようなものについては不納欠損処理というような形で減らしていく。例えば、公債権であれば5年で消滅時効が来ますので、そういう古いものはないし、私の部分についても今後は管理条例とかをつくって、ちゃんと整理していつているんですけど、学校の場合にはそういうことをしておりません。

要は前からずっと残ってきたのがそのままずっと残っていつて、積み重なって積み重なって、この数字になっているということです。

【西本教育長】

学校保健課長。

【有富学校保健課長】

平成27年以前の分が1,700万円ぐらい。かなり古い分が残っているというような状況です。

【西本教育長】

よろしいですか。

【中村委員】

先ほど教育長がおっしゃった時効の援用というのはどういうことですか

【西本教育長】

学校保健課長。

【有富学校保健課長】

民法債権の場合には、時効期間が過ぎれば、相手が「これは時効です」ということを言うことによって時効が成立します。公債権につきましては、その年数が過ぎれば当然のごとく時効が来るといのは違って、相手が主張しないと時効にならないというのが時効の援用ということです。

【西本教育長】

要は「あなたは債権ありますよね」と分かっていたら時効にならないということです。なので、こちらから督促も何もしなければ、「もう今頃言うても、もう時効です」となるんですけど、督促等をずっとし続ければ、時効が成立しないということです。

古賀委員さん。

【古賀委員】

消滅時効期間が2年となっているのは、国で決まっているのか、市が定めているのか、どちらなのでしょう。

【西本教育長】

学校保健課長。

【有富学校保健課長】

民法で決まっています。

【古賀委員】

そうなんです。

小学校で一度も給食費を払ったことない人もいますよね。なので、民法で2年って短くなって思っています。

だから、在学中に時効で消滅する可能性もあるということですよね。

【西本教育長】

学校保健課長。

【有富学校保健課長】

令和2年4月以降から民法が改正されまして、5年のほうに短期消滅時効のほうが変わっております。それ以前の分が2年ということです。

【古賀委員】

ありがとうございます。

【西本教育長】

9ページの「学校長がやむを得ないと認めたとき」なのですが、徴収停止に該当する場合で市外に転出しての費用対効果はどうなりますか。

【西本教育長】

学校保健課長。

【有富学校保健課長】

多くの場合には、一つは今現在どこにおられるか分からないというものが結構あるのかなと。

仮に、転校したということが分かっていたら、その後、そこに住んでるかどうかの調査もしないといけないんでしょうけれども、さすがに例えば少額のものに関して、出張旅費まで組んで行くのかと言われると、そこは校長先生の判断でお願いしますというところで、例示として一つ挙げているということです。

ほかにも相談いただければ、こちらのほうでこういうものに該当するんじゃないかというところで協議させていただきたいと考えているところです。

【西本教育長】

古賀委員。

【古賀委員】

この回収できてない分は市が立て替えてる形になるんでしょうか。

【西本教育長】

学校保健課長。

【有富学校保健課長】

学校ごとの判断で過去の分というのはよく分からないところもあるんですけども、一般的には、先ほど言いました消耗品とかのお金を充てて、配当予算というのが学校にありますので、そういったお金で対応されていたんではないだろうかと思っております。

【古賀委員】

学校ごとに対応されてたということですね。今は違いますよね。

【西本教育長】

学校保健課長。

【有富学校保健課長】

公会計になれば、そういうことにはなりません。

【西本教育長】

学校教育課長。

【栗林学校教育部長兼学校教育課長】

給食の実施に係る費用の負担が文科省のほうで定めておきまして、食材プラスそれに伴う白衣代とか石けん代とか、必要な経費は保護者に支払いを求めてよろしいということになっております。ですから、例えば食材費は単年度会計ですので、必ずこの1年度分を必ず完結しなければなりませんし、業者にお支払いしなければなりませんので、食材費も必ず支払わなければならない。

先ほど申しましたように、保護者から徴収して可能なお金が食材費プラス必要経費の分。ここに幾らか食材費以外の分があります。この分を使って、食材費として業者のほうには払う。

じゃあ、その必要経費は保護者から頂いた分が必要経費に使えないじゃないかという部分をそれぞれの学校に配当してる予算から石けんを買ったり、白衣を買ったりということを使う。

だから、立替えをしていただいているというものではないんですが、別の使い方してきたものがそこに使わざるを得なくなるというような状況です。

【古賀委員】

入学したときに給食費をちゃんと払いますよ、子どもに給食を食べさせてくださいみたいな契約取決めみたいなものってありますか。

【西本教育長】

学校保健課長。

【有富学校保健課長】

はい、もらっております。

【古賀委員】

それを拒む人という人がいらっしゃいますか。

【西本教育長】

学校保健課長。

【有富学校保健課長】

公会計化以後ということでしょうか。

【古賀委員】

これまでも。

【西本教育長】

学校保健課長。

【有富学校保健課長】

それまでも頂いてはおります。

【西本教育長】

学校教育課長。

【栗林学校教育部次長兼学校教育課長】

食べる食べないの契約ではなくて、教材ですので、給食を食べてるのは授業と同じ教育活動の時間ですのでマストです。「うちの子は食べません。お金も払いません」じゃありません。誓約書で書かれるのは「お支払いをします」という誓約です。

【古賀委員】

ありがとうございます。

【西本教育長】

ちなみに公会計になってからの未収ってどうなっていますか。

【西本教育長】

学校保健課長。

【有富学校保健課長】

最初の1期目が5月から始まってますけれども、やはり学校で取ってきた頃よりはちょっと低かったです。収納率の1回目というところ。

その後、督促状を送ったり、いろいろ電話したりで、徐々に徐々に古い分から上がっていくような形で、98%かそういう数値まで上がってきてるところです。

公会計化してすぐは予想を見てもやはり落ちてるところはありますので、今後いろいろな機会を通して言っていないといけないというところと、総務課のほうでも支払い督促といったものがかかることによって、納付意識を醸成していくというようなことをやられていく予定でございます。そういうところで収納率を上げていくということになってこようかと思っております。

現在はまだ3か月以上未納としておりますけれども、10月で移行したところで2回催告書を出してるという状況でございます。

【西本教育長】

中村委員。

【中村委員】

支払ってもらう方法というのは、納付書を渡して銀行で振り込んでもらうかですか。

【西本教育長】

学校保健課長。

【有富学校保健課長】

口座振替が一番多いんですけど、口座に入っていない、足りなくて引き落としできないのが多くてですね。一番最初は残高不足が圧倒的に多かったです。

あとコンビニとかでも納められるようにはしてますので、銀行だけじゃなくて、納期限が過ぎてなければ、コンビニでの支払いもできるようにしております。

【中村委員】

原則は口座振替が登録してあれば、残高さえあれば自動的に落ちるようにはなっているのですか。

【西本教育長】

学校保健課長。

【有富学校保健課長】

はい、そのとおりです。

【西本教育長】

口座振替以外の人もいるのですか。

学校保健課長。

【有富学校保健課長】

はい、納付書の方もおられます。

【西本教育長】

課長補佐。

【友寄学校保健課長補佐】

口座振替は約9割ぐらいです。

【西本教育長】

ほかにございませんでしょうか。

【古賀委員】

成人式典のことなんですけど、保護者の人は去年は半額かで入場できたんですけど、今年はどうですか。

【西本教育長】

社会教育課長。

【武尾社会教育課長】

今年もハウステンボスさんのご厚意によって、佐世保市民感謝デーということで、その日は半額で入場できるようになっております。

【古賀委員】

ありがとうございます。

【武尾社会教育課長】

3時ぐらいには式典は終わります。それから時間がございますので、また帰って、女性の方は着替えられて、また再入場も無料でできますので、そういった感じで参加していただければと思います。

【古賀委員】

分かりました。ありがとうございます。

【西本教育長】

それでは、以上で11月の定例教育会の全ての案件について審議が終わりましたので、これで定例教育委員会は閉じたいと思います。お疲れさまでございました。

その後、次回開催予定日を確認し、終了となった。

----- 了 -----